

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太 田 佳 祐 君	2 番	広 瀬 隆 博 君
3 番	乾 豊 君	4 番	若 山 隆 史 君
5 番	山 田 利 夫 君	6 番	江 上 聖 司 君
7 番	中 村 ひとみ 君	8 番	安 田 功 君
9 番	角 田 寛 君	10 番	後 藤 省 治 君
11 番	富 田 栄 次 君	12 番	栗 田 利 朗 君
13 番	丹 羽 豊 次 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	永 澤 幸 男 君
総 務 課 長	早 野 博 文 君	企画調整課長	高 橋 伸 行 君
税 務 課 長	木 下 誠 司 君	健康福祉課長	片 岡 兼 男 君
住 民 課 長	北 村 嘉 彦 君	建 設 課 長	山 口 哲 司 君
産 業 課 長	太 田 宣 男 君	上下水道課長	立 川 昭 雄 君
会計管理者兼 会 計 課 長	栗 本 純 治 君	消 防 主 任	廣 瀬 太 佳 夫 君
教 育 課 長	和 田 満 君	学 校 教 育 課 長	木 全 豊 君
生涯学習課長	衣 斐 修 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	藤 塚 康 孝	書 記	渡 部 善 充
書 記	森 田 唯		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第2号 垂井町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める
条例の制定について

日程第3 議第3号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について

日程第4 議第4号 垂井町国民健康保険基金条例の一部改正について

日程第5 議第5号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について

- 日程第6 議第6号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第7 議第7号 垂井町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議第8号 垂井町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第9 議第9号 垂井町介護保険条例の一部改正について
- 日程第10 議第10号 垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議第11号 垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議第12号 垂井町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議第13号 垂井町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について
- 日程第14 議第14号 垂井町町営住宅条例の一部改正について
- 日程第15 議第15号 垂井町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議第16号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第17 議第17号 町道路線の認定について
- 日程第18 議第19号 平成30年度垂井町一般会計予算
- 議第20号 平成30年度垂井町国民健康保険特別会計予算
- 議第21号 平成30年度垂井町簡易水道特別会計予算
- 議第22号 平成30年度垂井町公共下水道事業特別会計予算
- 議第23号 平成30年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算
- 議第24号 平成30年度不破郡介護認定審査会特別会計予算
- 議第25号 平成30年度垂井町介護保険特別会計予算
- 議第26号 平成30年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算
- 議第27号 平成30年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算
- 議第28号 平成30年度垂井町水道事業会計予算
- 日程第19 議第36号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第20 議第37号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第21 議第38号 副町長の選任について

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（角田 寛君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、7番 中村ひとみ君、8番 安田功君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 諸般の報告

○議長（角田 寛君） 日程第1、諸般の報告を行います。

開会中に監査委員からの検査結果の報告が1件ありました。印刷してお手元に配付してありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

日程第2 議第2号 垂井町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（角田 寛君） 日程第2、議第2号 垂井町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第2号 垂井町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議第3号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について

○議長（角田 寛君） 日程第3、議第3号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第3号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第4号 垂井町国民健康保険基金条例の一部改正について

○議長（角田 寛君） 日程第4、議第4号 垂井町国民健康保険基金条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第4号 垂井町国民健康保険基金条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第5号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について

○議長（角田 寛君） 日程第5、議第5号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第5号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第6号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（角田 寛君） 日程第6、議第6号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第6号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第7号 垂井町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○議長（角田 寛君） 日程第7、議第7号 垂井町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第7号 垂井町後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第8号 垂井町国民健康保険条例の一部改正について

○議長（角田 寛君） 日程第8、議第8号 垂井町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第8号 垂井町国民健康保険条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第9号 垂井町介護保険条例の一部改正について

○議長（角田 寛君） 日程第9、議第9号 垂井町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第9号 垂井町介護保険条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第10号 垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（角田 寛君） 日程第10、議第10号 垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第10号 垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議第11号 垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（角田 寛君） 日程第11、議第11号 垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第11号 垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議第12号 垂井町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について

○議長（角田 寛君） 日程第12、議第12号 垂井町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第12号 垂井町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議第13号 垂井町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について

○議長（角田 寛君） 日程第13、議第13号 垂井町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第13号 垂井町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議第14号 垂井町町営住宅条例の一部改正について

○議長（角田 寛君） 日程第14、議第14号 垂井町町営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第14号 垂井町町営住宅条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議第15号 垂井町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

○議長（角田 寛君） 日程第15、議第15号 垂井町地区計画区域内における建築物の制限に関

する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第15号 垂井町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議第16号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

○議長（角田 寛君） 日程第16、議第16号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第16号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議第17号 町道路線の認定について

○議長（角田 寛君） 日程第17、議第17号 町道路線の認定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第17号 町道路線の認定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議第19号 平成30年度垂井町一般会計予算

議第20号 平成30年度垂井町国民健康保険特別会計予算

議第21号 平成30年度垂井町簡易水道特別会計予算

議第22号 平成30年度垂井町公共下水道事業特別会計予算

議第23号 平成30年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算

議第24号 平成30年度不破郡介護認定審査会特別会計予算

議第25号 平成30年度垂井町介護保険特別会計予算

議第26号 平成30年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算

議第27号 平成30年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算

議第28号 平成30年度垂井町水道事業会計予算

○議長（角田 寛君） 日程第18、議第19号 平成30年度垂井町一般会計予算から議第28号 平成30年度垂井町水道事業会計予算までを一括議題といたします。

これら10案については、予算審査特別委員会の審査が終了いたしておりますので、これより委員長報告を求めます。

予算審査特別委員長 山田利夫君。

〔予算審査特別委員長 山田利夫君登壇〕

○**予算審査特別委員長（山田利夫君）** ただいま一括議題となりました議第19号 平成30年度垂井町一般会計予算から議第28号 平成30年度垂井町水道事業会計予算までの10議案につきまして、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、今定例会第1日の会議において設置され、議案の付託がなされた後、3月7日から9日までの3日間にわたり委員会を開催し、執行部担当所管から説明を聴取するなどして、慎重に審査をいたしました。

そして、採決の結果、本委員会に付託されました10議案について、全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決するものと決定した次第でございます。

なお、附帯意見として次の事項について、十分留意して取り組まれることを求めるものであります。

(1) 垂井町第6次総合計画に基づく予算や庁舎移転及び建設に関する予算を初め、各事業の予算の執行に当たっては、本委員会の審査において出された各意見等を真摯に受けとめるとともに、法令及び例規をしっかりと確認し、各課連携のもと、計画的な執行を図られたい。また、主要施策、事業等については、議会に対し、その内容について十分な説明を行い協議するように努められたい。

(2) 普通地方公共団体の補助は、客観的に公益上必要があると認められるものでなければならぬため、補助金、負担金の交付に当たっては、対象事業、補助金額、事業効果等を検証するとともに、透明性・公平性を確保し適切に執行されたい。

以上、予算審査特別委員会の審査の報告といたします。

○**議長（角田 寛君）** これより委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより10案に対する討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は一括して起立により行います。

10案に対する委員長の報告は、いずれも可決すべきものとなっております。

議第19号から議第28号までの平成30年度各会計予算は、これをいずれも委員長報告どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

総員起立であり、よって、各案はいずれも委員長報告のとおり可決されました。

○議長（角田 寛君） 日程第19、議第36号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、議第36号 和解及び損害賠償の額を定めることについての提案理由を御説明申し上げます。

去る平成29年12月8日午後3時7分ごろ、垂井町字永長2466番5地先、県道養老垂井線におきまして、町有自動車が県道を横断する際、左から直進してきた相手方自動車に接触し破損させた事故につきまして、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。細部につきましては産業課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） 産業課長 太田宣男君。

〔産業課長 太田宣男君登壇〕

○産業課長（太田宣男君） 私からは、議第36号 和解及び損害賠償の額を定めることについて補足説明をさせていただきます。

まず、事故の発生状況から説明をさせていただきます。

平成29年12月8日午後3時7分ごろに、産業課職員が、町有自動車にて会議に向かうところ、垂井町字永長2466番5地先の県道養老垂井線と町道垂井28号線のタルイピアセンター南東の交差点におきまして、職員が町道垂井28号線より東進にて県道を横断しようとしたところ、県道を南進してきた相手方乗用車の右前部に接触し損傷させた事故でございます。

過失割合と損害賠償額につきましては、過失割合、当方95%、相手方5%といたしまして、相手方に27万108円を支払うことで3月3日に示談が成立をいたしましたので、今回、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定による議決をお願いするものでございます。

交通安全につきましては、毎月、安全運転管理目標を事務室に掲げまして職員に啓発をいたしているところでございますが、今回このような事故となり、まことに申しわけなく思っております。今後は、公用車運転時には安全運転の声掛けをするなど、より一層、事故防止の意識高揚に努めてまいる所存でございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

13番 丹羽豊次君。

〔13番 丹羽豊次君登壇〕

○13番（丹羽豊次君） ちょっと要望になるかもしれませんが、今課長も言われましたけれど

も、職員、一層安全運転に徹するというところでございますが、やはり場所が場所だけに、県道と町道の交差点、交通量の多いところでございます。あそこの交差点は信号機のない、東西歩道もあり、どう言いますか、重大な交差点でございますので、将来的に、あの交差点については信号機等々も必要かと、このように思うわけでございます。要望としまして、町も交通安全協会ともども、信号機の設置等によろしくお願ひしたいと思ひますし、また職員に対して交通安全を十分徹底していただくようよろしくお願ひしたいと、このように思ひます。

また、このような損害賠償等々につきましては、よく議会でも提案をちょいちょいされるわけですね。これからこのようなことがないよう、職員全体が交通事故にしっかりと前向き、善処してお願ひしたいと、このように思ひます。以上です。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 丹羽議員からの御要望、そして質問、質問といひますか、思いというものをしっかりと受けとめさせていただきます。

こういった事故が起こるたびに、申しわけございません、以後、十分気をつけますということをお繰り返しておるわけでございますけれども、なかなかこういうことが減らないというのが実態かというふうにも思ひます。さらに気を引き締めて、職員等にも交通事故の対応、十分気をつけるように指導していきたいというふうにお考えしております。

また、公用車に限らず私用車におきましても、事故等がたまに起きる状況もございまして、交通安全全般に通じまして、やはり全庁挙げて取り組んでおりますので、職員がその範となれるようなことをしっかりとしていきたいというふうにお思ひます。

また、御指摘のございました町道、県道の交差点でございまして、新相川橋の北詰になるわけでございますが、南詰の部分、文化会館の西北のところにもう信号機が実際ありまして、橋の両端に信号機がつくかどうかということもちょっと検討する必要があるかというふうにお思ひますが、この道路につきましては、相川の左岸堤防道路が綾戸のほうに向かって抜けたというような状況もありまして、最近になりまして、やはり使用頻度が大きく上がっておる現状がございまして、したがいまして、どうしてもこうした事故が起こる頻度が高くなっておりますので、この交差点につきましては、今後やはり事故防止のための対策等をしっかりと検討していきたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（角田 寛君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第36号 和解及び損害賠償の額を定めることについては、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議第37号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（角田 寛君） 日程第20、議第37号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、議第37号 人権擁護委員の候補者の推薦について提案理由を御説明申し上げます。

人権擁護委員 中川正規氏の任期が平成30年6月30日をもって満了するのに伴いまして、同人を適任と認め、再推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第37号 人権擁護委員の候補者の推薦については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

○議長（角田 寛君） 日程第21、議第38号 副町長の選任についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、議第38号 副町長の選任について提案理由を御説明申し上げます。

永澤幸男副町長の任期が、平成30年3月31日をもって満了するのに伴い、同人を適任といたしまして再任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

11番 富田栄次君。

〔11番 富田栄次君登壇〕

○11番（富田栄次君） 反対の立場で質疑をいたします。

永澤幸男副町長は、まず1つとして、JR垂井駅改修工事違法発注による減給1カ月。

2つ、新桜橋歩道橋上部工工事履行遅延の発注責任者。

3つ目、垂井町庁舎のあり方検討委員会における資料不正作成者であり、永澤副町長の再任はふさわしくないと思われますが、人材豊富な我が町で、なぜ再任提案をされるのか再度お尋ねいたします。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 富田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

指名に反対と、再任に反対という立場でございましたけれども、12月にも副町長制度について必要ないのではないか、また永澤副町長は不適任ではないかという御質問をいただきました。その折にもいろいろと御説明したかというふうに思いますが、るる3点ほど、今の事業についての不手際の部分が御指摘ございましたが、これらの最終的な責任は、私、町長にあると思っております。そうした中での町政の運営におきまして、12月の議会でも申し上げましたが、私は永澤幸男副町長が適任であるというふうに認識をしております。

また、これから庁舎の移転問題、そして懸案でありました離山の事業等、理事長としての立場が副町長はございますので、そうした懸案事業を進める中で、特にやはり庁舎の移転というのは50年に1回の大事業でございますし、このことによります混乱ということも十分に予想されるところでございます。

彼の的確な手腕というものに、私は大いに期待しておるところでございますので、この人事案件について、何とぞ御理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 丹羽豊次君。

〔13番 丹羽豊次君登壇〕

○13番（丹羽豊次君） 議第38号 副町長の選任でございますが、質疑でございますが、今の永澤副町長につきましては、今町長が言われましたように、6次総合計画のスタートの年でもございますし、また離山の企業誘致、また庁舎の関係等々もありますので、ぜひともこのような形で選任をお願いしたいと、このように思います。

〔発言する者あり〕

ちょっと御無礼しました。討論のときにまたやらさせていただきます。

○議長（角田 寛君） ほかに質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔挙手する者あり〕

11番 富田栄次君。

〔11番 富田栄次君登壇〕

○11番（富田栄次君） これより反対の立場で討論いたします。

永澤幸男副町長は、先ほど言いました1つ目、JR垂井駅改修工事違法発注による減給1カ月を受けた人であります。ことし4月、東海道本線垂井駅自由通路橋改修工事の委託協定を、町議会に議決を経ずにJRと協定を締結したことにつき、町行政に対する信頼を損ない、議会にも不信の念を抱かせたとして、永澤幸男副町長は減給1カ月とされた人であります。このとき、減給1カ月では軽いという住民の声と、ここで任期を残し辞任すれば男が上がったという住民の声がありました。

2つ目、新桜橋歩道橋上部工工事履行遅延の発注責任者、株式会社郷鉄工所の契約解除による、工事1年間の履行遅延に対する発注責任者として反省の弁がありませんでした。

3つ目、垂井町庁舎のあり方検討委員会における資料不正作成。

第3回垂井町庁舎あり方検討委員会では、A地区ショッピングプラザ・アミ、B地区ユニチカゴルフ垂井跡地、C地区野田クレーン資材置き場、D地区垂井警察署東側付近が候補地として上げられたが、第4回垂井町庁舎あり方検討委員会で提出された資料では、移転候補地の評価として、D地区は困難である、対象外とするとして提出されました。作成したのは事務局であり、そのときの事務局の町職員は、町の行政代表として永澤副町長、片岡課長、小森氏3名である。この資料に対して、ほかの出席委員から、対象外にしたことに対して猛烈な異

議がありました。そこに議事録を持ってきていますので、何なら見ていただければいいと思います。

この批判により、第5回垂井町庁舎あり方検討委員会で提出された資料では、移転候補地の評価として、D地区をワンストップ・サービス等はA案に次いで有効であるが、市街化調整区域であり、まちづくり、都市構造上の位置づけの見直しと法的手続が必要であると書きかえました。初めからこのように提出すべきものを曲げて不正に作成したことになります。もし、ほかの出席委員からの猛烈な異議がなかったら、最初から候補地としてD地区は対象外として抹消されたことになります。森友学園の文書改ざんとは違いますが、町職員はデータを正確に作成しなければなりません。その責任者が永澤幸男副町長でありました。

3点今上げましたが、この中で一番私が重いと思うのは、データを不正に作成したことであります。中川・永澤体制を一新すべきであります。

以上により、永澤幸男副町長は副町長としてふさわしくないので、反対いたします。以上。

○議長（角田 寛君） 賛成討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 丹羽豊次君。

〔13番 丹羽豊次君登壇〕

○13番（丹羽豊次君） 議第38号 副町長の選任についてでございますが、私は賛成する立場で討論したいと思います。

今の同僚議員が、3件について、JRの委託契約、また新桜橋、また庁舎のあり方委員会等々についてのるる言われましたが、これらにつきましては、やはり我々議員の議会等々についても解決してきたことだと、このように思っております。

また、今後、垂井町におきましては、ことし、先ほどあれですが、第6次総合計画のスタート、また新しい新庁舎等々建設、また離山の企業用地の造成、またこれらにつきましては、また優良企業の誘致等、どうしてもお願いしないけないと、このように思っております。このような形の中で、町長の片腕として、ぜひとも副町長に永澤幸男氏をお願いしたいと、このように思っております。以上です。

○議長（角田 寛君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は起立により行います。

議第38号 副町長の選任については、これを同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は同意することに決定いたしました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって

平成30年第1回垂井町議会定例会を閉会いたします。

午前9時46分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 角 田 寛

会議録署名議員 中 村 ひ と み

会議録署名議員 安 田 功